

【表紙】
【提出書類】 大量保有報告書
【根拠条文】 法第27条の23第1項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 信金キャピタル株式会社
代表取締役 服部 秀樹
【住所又は本店所在地】 東京都中央区日本橋二丁目3番6号
【報告義務発生日】 平成24年12月20日
【提出日】 平成25年01月08日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1名
【提出形態】 その他
【変更報告書提出事由】 該当事項はありません。

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	シュッピン株式会社
証券コード	3179
上場・店頭の種類	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	信金キャピタル株式会社 代表取締役 服部 秀樹
住所又は本店所在地	東京都中央区日本橋二丁目3番6号
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成10年02月23日
代表者氏名	服部 秀樹
代表者役職	代表取締役
事業内容	投資事業組合財産の運用および管理 有価証券の取得および保有 企業の合併・買収、事業承継、業務提携等の仲介

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	信金キャピタル株式会社 総務部長 小口 尚
電話番号	03-5299-4356

(2)【保有目的】

当社が無限責任組合員となっている下記投資事業有限責任組合の保有目的は純投資です。
 「信金キャピタル二号投資事業有限責任組合」

(3)【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			300,000
新株予約権証券（株）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I

対象有価証券カバードワラント	C		J	
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	
対象有価証券償還社債	F		M	
他社株等転換株券	G		N	
合計(株・口)	O	P	Q	300,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T			300,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U			

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成24年12月20日現在)	V	5,750,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		5.22
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		-

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
該当事項はありません。						

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<p>当社が無限責任組員となっている下記投資事業有限責任組合が次の通り保有しております。 「信金キャピタル二号投資事業有限責任組合」 300,000株</p> <p>当社が無限責任組員となっている信金キャピタル二号投資事業有限責任組合(以下、「本組合」という。)は、シュッピン株式会社(以下、「発行者」という。)の普通株式の東京証券取引所(以下、「東証」という。)への上場にあたり、実施が予定されている発行者の普通株式(以下、「本件株式」という。)の募集及び売出し(以下、「本募集」という。)に関し、野村證券株式会社(以下、「主幹事会社」という。)に対して、平成24年12月10日(当日を含む。)から平成25年3月19日(当日を含む。)までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、以下に記載する行為を行わない旨を約束しております。</p> <p>(1)本件株式もしくは発行者のその他の種類の株式、または本件株式もしくは発行者のその他の種類の株式に転換もしくは交換される有価証券、または本件株式もしくは発行者のその他の種類の株式を取得または受領する権利を表章する有価証券に関する、発行、募集、担保設定、貸付、売付、売付契約の締結、買取オプションまたは買取約定の売却、売付オプションまたは売付約定の購入、買取オプションまたは買取権もしくは買取ワラントの付与、空売り、その他譲渡または処分を行うこと、また、本組合の指示により行為する法人または個人に、上記行為を行わせること</p> <p>(2)本件株式または発行者のその他の種類の株式の所有権(またはその経済的価値)の全部または一部を直接または間接的に譲渡するような、デリバティブ取引その他の取引を行うこと、また、本組合の指示により行為する法人または個人に、上記行為を行わせること</p> <p>ただし、本組合による本件株式の売却価格が平成24年12月10日に決定する本募集にかかる本件株式の価格の1.5倍以上であって、東証において本件株式の初値(東証における本件株式の最初の売買成立値段をいう。)が形成された後に、主幹事会社を通じて行う東証における売却等については妨げられないこととなっております。</p>
--

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	105,000
上記(Y)の内訳	信金キャピタル二号投資事業有限責任組合からの投資は、当該投資事業有限責任組合への組員からの出資金に基づくものであります。

取得資金合計(千円)(W+X+Y)	105,000
-------------------	---------

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
該当事項ありません。					

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地
該当事項ありません。		